

審 第 3 2 2 0 号
答 申 第 3 0 1 号
令和5年3月17日

千葉県知事 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 中 曾 根 玲 子

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年10月6日付け障推第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第293号

令和2年2月25日付けで審査請求人から提起された、令和2年1月14日付け障推第〇〇号-1で行った自己情報開示決定及び同日付け障推第〇〇号-2で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が令和2年1月14日付け障推第〇〇号－1で行った自己情報開示決定（以下「本件決定1」という。）及び同日付け障推第〇〇号－2で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定2」といい、本件決定1と併せて「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定2において不開示とした情報のうち、「移送申立書の確認依頼」の不開示部分の1行目1文字目から3行目3文字目まで及び「答弁書（案）の確認依頼」の不開示部分の1行目1文字目から2行目26文字目までの情報、並びに復命書（〇〇年〇〇月〇〇日）の不開示部分の項目名の情報を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和元年11月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についてのもの一切。弁護士との相談だけではなく職員同士の相談も含める。復命書なども含める。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、「〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件の口頭弁論に係る準備書面の提出について」に記録された個人情報 を特定し本件決定1を行った。

また、実施機関は、「〇〇センター情報公開訴訟（訴状訂正申立書によるもの）」（以下「本件文書1」という。）、「復命書（〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件文書2」という。）、「移送申立書の確認依頼」（以下「本件文書3」という。）、「答弁書（案）の確認依頼」（以下「本件文書4」という。）、「〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る第2回口頭弁論の結果について」（以下「本件文書5」という。）、「〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る移送申立書の取り下げについて」（以下「本件文書6」という。）、「復命書（〇〇年〇〇月〇〇日）」（以下「本件文書7」という。）、「〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件の第3回口頭弁論に係る準備書面について」（以下、「本件文書8」という。）、「〇〇年（〇

○) 第〇〇号損害賠償請求事件に係る請願書等について」(以下、「本件文書9」という。))、「〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償請求事件に係る第3回口頭弁論の結果について」(以下、「本件文書10」という。))、「〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償請求事件の第4回口頭弁論に係る準備書面について」(以下、「本件文書11」という。))及び「〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償請求事件に係る第4回口頭弁論の結果について」(以下、「本件文書12」といい、本件文書1～11と併せて「本件文書」という。))に記録された個人情報をも特定し、本件決定2を行った。

(3) 審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号。以下「法」という。))第2条の規定により、令和2年2月25日付けで本件決定について審査請求(以下「本件審査請求」という。))を行った。

(4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、条例第47条第1項の規定により、令和3年10月6日付け障推第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 本件審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。私が当事者となった裁判が特定しつくされていない。

不開示部分は、いずれも、条例第17条6号ロに該当しない。

不開示部分は、いずれも、条例第19条に該当する。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定

(ア) 健康福祉部障害者福祉推進課(以下「障害者福祉推進課」という。))は、従前、保存期間内であるにもかかわらず、行政文書を所在不明の状態にしたり、廃棄を行ったり、廃棄したのに廃棄記録を作成していなかったりしてきたことから、文書の特定については俄かには措信しがたい。

(イ) 少なくとも、文書提出命令の申立て等の雑事件について特定漏れがあるから、これを特定すべきである。

イ 不開示箇所の不開示事由非該当性

(ア) 条例第17条第6号ロは、争訟に関する情報を一律に不開示とするものではなく、争訟に係る事務に関することに加えて、開示することにより、他の地方公共団体等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがある情報を不開示とする旨を規定してものである。処分庁は、通知書でも弁明書でもともに、県の訴訟当事者としての地位を害するおそれの態様が不開示に足るまでの不当があることにつき何らの主張もしておらず、ただ県の訴訟当事者としての地位に悪い意味で変動を来すおそれがある情報であることを以て不開示としたものであるから、明らかに条例第17条第6号ロには該当しない。

弁護士とのやり取りについては、訴訟に係る文書についても、他の自治体では部分開示が実施されており、全面的に不開示することは、条例第1条、3条、15条1項、17条本文の規定及び条例全体の精神に違反する。

審査請求人である原告の人権については〇〇による被害者の人権を擁護するために条例第19条の規定により裁量的開示を実施すべきである。

準備書面の案文は、準備書面とはそもそも対処方針を記載する性質を有するものではなく主張を記載する書類であるし、準備書面が訴訟当事者である審査請求人に送付しなければならない文書であることに鑑みても、争訟に係る事務に関し、県の当事者としての地位を害するおそれもないし、たとえあったとしてもそのおそれは不当に害するおそれではない。

口頭弁論の概要については、審査請求人は、原告として当該期日に出頭しているのであるから、その口頭弁論の概要を記録した行政文書の情報であれば全部を開示すべきである。さらに言えば、現に係争中である千葉地方裁判所〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償等請求事件（以下「本件訴訟」という。）の遂行に影響を与えうる情報であることを以て不開示とすることは許されない。

開示された情報が証拠となって行政が敗訴したり、違法性・故意過失等を認められる可能性があるないし高くなるとしても、それを以て不開示とすることが相当でないことは明らかである。

(イ) 認否表作成のための起案文書のうち、概要欄については、開示請求者である審査請求人が原告となった訴訟の概要であることから、当該訴訟の概要は当然に把握しているというべきであり、それを開示したとしても、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針そのものを明らかにすることになどならない。

認否表の案文についても、認否は準備書面等により明らかになっているものであり、県の主張を整理したものにはすぎないというのであるから、それを開示したとしても、県の本件訴訟に関する具体的な対処方針そのものを明らかにすることにはならない。

- (ウ) 答弁書の案とされるものについては、修正意見がないのであるから、これを開示したとしても、開示請求者である審査請求人が原告として当該答弁書を受領している以上、不開示の保護には値しない。

ウ 結語

したがって、原処分で不開示とされた情報は、不開示事由に該当せず、開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

(1) 弁明の趣旨

本件決定に対する本件審査請求は、これを棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分の内容

ア 対象文書の特定について

実施機関は前記2(2)のとおり、「〇〇年(〇〇)第〇〇号損害賠償請求事件の口頭弁論に係る準備書面の提出について」及び本件文書を特定し、本件決定を行った。これらの文書は、いずれも審査請求人が原告となり千葉県を被告とする本件訴訟に関する文書である。

イ 開示しない部分について

本件決定2において、本件文書1から12までの各文書につき、別表に記載された部分については、条例第17条第6号ロに規定する不開示情報であることを理由に開示しないこととした。

(3) 弁明の内容

ア 本件決定1について

- (ア) 審査請求人が、当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についての行政文書を全て特定した上で、条例第17条各号に規定する不開示情報を含まない文書について本件決定1を行っている。

よって、本件決定1に違法又は不当な点はない

- (イ) 審査請求人は、本件決定1の取り消しを求めており、その理由として、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の通用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。私が当事者となった裁判が特定しつくされていない」旨主張している。

しかしながら、前記(ア)のとおり、審査請求人が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についての行政文書を全て特定した上で、条例第17条各号に規定する不開示情報を含まない文書につい

て本件決定1を行っているのであり、この点において審査請求人の主張は理由がない。

イ 本件決定2について

(ア) 不開示理由の妥当性

a 本件文書1は本件訴訟において原告の主張及びそれに対する本県の認否の内容の一覧である。

そして、不開示部分は、原告の主張に対する本県の認否部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

b 本件文書2は、本件訴訟に関する弁護士との打合せについての復命書であり、打合せの内容や原告の主張及びそれに対する本県の認否の内容の一覧が添付されている。

そして、不開示部分は、弁護士との打合せの概要と原告の主張に対する本県の認否部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

c 本件文書3は、総務部政策法務課（以下「政策法務課」という。）からの移送申立書の内容の確認依頼である。

そして、不開示部分は、政策法務課からの移送申立書の内容の確認依頼に対する障害者福祉推進課の回答に係る伺い文書であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

d 本件文書4は、政策法務課からの答弁書の内容の確認依頼に対する障害者福祉推進課の回答に係る文書及び答弁書案である。

そして、不開示部分は、政策法務課からの答弁書の内容の確認依頼に対する障害者福祉推進課の回答に係る伺い文書であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

e 本件文書5は、第2回口頭弁論の結果についての概要に係る文書である。

そして、不開示部分は、弁護士との打合せに関する部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

f 本件文書6は、移送申立事件の取下げに関する文書である。

不開示部分は、移送申立の取下げに係る検討内容を記した部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

g 本件文書7は、本件訴訟に関する弁護士との打合せについての復命書であり、打合せの内容や準備書面（1）の案文が添付されている。

不開示部分は、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

h 本件文書 8 は、本件訴訟に係る第 3 回口頭弁論に係る準備書面（1）に関する文書である。

不開示部分は、準備書面（1）の案の内容の検討に係る部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

i 本件文書 9 は、原告から提出された請願書に係る文書である。

不開示部分は、請願書に対する本県の対応やその検討の経緯を記した部分である。

j 本件文書 10 は、本件訴訟に係る第 3 回口頭弁論の結果を記載した文書である。

不開示部分は、口頭弁論の後の弁護士との打合せに関する記載があり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

k 本件文書 11 は、本件訴訟に係る第 4 回口頭弁論に係る準備書面（2）に関する文書である。

不開示部分は、準備書面（2）の案の内容の検討に係る部分であり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

l 本件文書 12 は、本件訴訟に係る第 4 回口頭弁論の結果を記載した文書である。

不開示部分は、口頭弁論の後の弁護士との打合せに関する記載があり、現在係争中の本件訴訟に関し、対処方針を記載したものである。

m 以上のおり、本件文書 1 から 12 までの不開示部分については、このような情報が公にされると、訴訟当事者である本県が具体的な訴訟に対応するために内部的に行った検討の経緯や対処方針に係る情報が明らかにされることになり、今後の訴訟遂行に支障を及ぼし、本県の訴訟当事者としての立場を不当に害するおそれがある内容であり、条例第 17 条第 6 号ロに該当するものである。

よって、本件決定 2 に違法又は不当な点はない。

(イ) 審査請求人は、「文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。私が当事者となった裁判が特定しつくされていない。本件不開示決定部分は、いずれも、条例第 17 条 6 号ロに該当しない。不開示部分は、いずれも、条例第 19 条に該当する。」と主張している。

しかしながら、審査請求人が当事者となった裁判全てに係る相談や協議や検討についての行政文書を全て特定した上で、前記（ア）のおり文書の一部に条例第 17 条第 6 号ロに規定する不開示情報を含むものについて本件決定 2 を行っている。

また、不開示情報が保護すべき利益を上回る審査請求人の権利利益を保護する必要性は特に認められないから、条例第19条に該当しない。

よって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

以上のとおり、本件決定には何ら違法・不当な点はない。

したがって、本件審査請求は理由がないから棄却されるべきである。

5 審議会の判断

(1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、前記2(2)のとおり本件開示請求に係る個人情報特定して本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)アのとおり、本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求めているので、以下、検討する。

(2) 個人情報の特定の妥当性について

審査請求人は前記3(2)ア(イ)のとおり、文書提出命令の申立て等の雑事件が複数存在するので、それらについても特定すべきである旨主張している。

審議会が事務局職員を通じてあらためて、それらを含め障害者福祉推進課に文書の探索を行わせたところ、本件文書に記録された個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を障害者福祉推進課において保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において本件文書に記録された個人情報特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求の対象となる個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 本件決定2の不開示情報について

本件文書で不開示とされた情報については前記4(3)イ(ア) a から1のとおりである。

(4) 本件決定2の妥当性について

ア 実施機関は、本件文書で不開示とした情報について、条例第17条第6号ロに該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 条例第17条第6号ロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」を規定しているものである。

そして、「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」とは、県等が一方の当事者となる争訟に係る事務において、争訟等の対処方針等を開示することにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれをいう。これは、争訟に係る事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する趣旨である。

ウ 本件文書1及び本件文書2の不開示情報について

(ア) 本件文書1は審査請求人の主張に対する認否を整理した認否表の案文と認められる。また、本件文書2は本件訴訟に係る訴訟代理人である弁護士と行った打合せについての復命書であると認められ、認否表の案文が添付されている。

(イ) 本件文書1及び本件文書2で不開示とされた情報は復命書の「4概要」欄及び認否表の案文のうち「認否（県の主張）」欄及び「備考（根拠法令等）」欄であると認められる。

(ウ) 審議会で見分したところ、復命書の「概要」欄には訴訟に対処するための打合せの結果等が記載されている。また、認否表の案文は本件訴訟において、原告の主張に対しての県の主張を整理するために作成された表であると認められ、不開示部分には県の認否に関する案及びその根拠となる情報等が記載されている。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

エ 本件文書3及び本件文書4の不開示情報について

(ア) 本件文書3は移送申立書の確認依頼の回答に係る伺い文書と認められ、移送申立書が添付されている。また、本件文書4は答弁書（案）の確認依頼の回答に係る伺い文書と認められ、答弁書（案）が添付されている。

(イ) 本件文書3及び本件文書4で不開示とされた情報は各々の確認依頼の回答に係る伺い文書の内容部分である。各々、回答の可否に係る伺いが記載されている。

(ウ) 審議会で見分したところ、本件文書3の不開示部分の冒頭1行目1文字目から3行目3文字目まで及び本件文書4の不開示部分の冒頭1行目1文字目から2行目26文字目までには確認の依頼があった事実

のみが記載されており、当該情報を開示したとしても、条例第17条第6号ロに掲げられているおそれは認められない。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロには該当せず、開示が相当である。

- (エ) 本件文書3及び本件文書4の内容のその余の部分には本件訴訟に係る移送申立書及び答弁書(案)の内容確認についての情報が記載されている。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

- オ 本件文書5、本件文書10及び本件文書12の不開示情報について

- (ア) 本件文書5は第2回、本件文書10は第3回、本件文書12は第4回の各口頭弁論の結果についての期日報告書であると認められ、不開示とされた情報は「期日後打合せ」欄である。

- (イ) 審議会で見分したところ、当該情報は訴訟に対処するための弁護士との打合せの結果等が記載されており、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

- カ 本件文書6の不開示情報について

- (ア) 本件文書6は移送申立て取下書の提出に係る起案文書であると認められ、取下書及び取下げについての事情説明書が添付されている。

- (イ) 本件文書6の起案文書で不開示とされた情報は移送申立て取下書の提出に係る伺い文書の「伺い」の内容部分及び添付された事情説明書の全部である。

- (ウ) 審議会で見分したところ、「伺い」の内容部分の情報は本件訴訟に対処するための移送申立て取下書の確認状況等が記載されており、また、取下げについての事情説明書には移送申立て取下げをするに至った事情が説明されており、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当

事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

キ 本件文書7の不開示情報について

(ア) 本件文書7は本件訴訟に関する訴訟代理人である弁護士と行った打合せについての復命書であると認められ、準備書面の案文が添付されている。本件文書7で不開示とされた情報は、復命書の「概要」欄の具体的に内容が記載された部分及び準備書面の案文の全部であると認められる。

(イ) 審議会で見分したところ、復命書の「概要」欄の具体的に内容が記載された部分には弁護士との打合せ結果が記載されている。また、準備書面の案文には審査請求人の主張に対する認否や反論及び県の主張等が記載されている。当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

(ウ) しかし、本件文書7の復命書の不開示とされた概要の具体的に内容が記載された部分の項目名を開示したとしても条例第17条第6号ロに掲げられているおそれは認められず、項目名の情報は条例第17条第6号ロには該当しないため、開示が相当である。

ク 本件文書8、本件文書9及び本件文書11の不開示情報について

(ア) 本件文書8及び本件文書11は準備書面の確認依頼の回答に係る起案文書であると認められる。また、本件文書9は原告の請願に対する対応に係る起案文書であると認められる。

(イ) 本件文書8、本件文書9及び本件文書11で不開示とされた情報は各起案文書の伺い文書の「伺い」の内容部分であり、各々回答又は対応に係る伺いが記載されている。

(ウ) 審議会で見分したところ、当該情報は本件訴訟に対処するための文書の確認状況等であり、当該情報を開示すると、本件訴訟の一方当事

者である県の本件訴訟に係る具体的な対処方針を相手方である審査請求人に明らかにすることになる。

訴訟に関わる事務は、訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要があることから、当該情報を開示すると、県の訴訟当事者としての地位を不当に害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は条例第17条第6号ロに該当すると認められ、不開示が相当であり、実施機関の決定は妥当である。

(5) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年10月 7日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和4年 3月25日	審議（令和3年度第10回第2部会）
令和4年 4月25日	審議（令和4年度第1回第2部会）
令和4年 5月30日	審議（令和4年度第2回第2部会）
令和4年 9月26日	審議（令和4年度第3回第2部会）
令和4年10月24日	審議（令和4年度第4回第2部会）
令和4年11月28日	審議（令和4年度第5回第2部会）
令和4年12月19日	審議（令和4年度第6回第2部会）
令和5年 1月30日	審議（令和4年度第7回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
川瀬 貴之	千葉大学大学院 社会科学研究院教授	部会長職務代理者

谷 麻衣子	弁護士	
中曾根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長

別表

文書番号	行政文書名	不開示部分
本件文書 1	〇〇センター情報公開訴訟（訴状訂正申立書によるもの）	認否（県の主張）
		備考（根拠法令等）
本件文書 2	復命書（〇〇年〇〇月〇〇日）	打合せの概要
		認否（県の主張）
		備考（根拠法令等）
本件文書 3	移送申立書の確認依頼	移送申立書に関する伺い部分
本件文書 4	答弁書（案）の確認依頼	答弁書に関する伺い部分
本件文書 5	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る第2回口頭弁論の結果について	口頭弁論後の打ち合わせに関する内容
本件文書 6	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る移送申立書の取り下げについて	文書の伺い部分
		事情説明書
本件文書 7	復命書（〇〇年〇〇月〇〇日）	打合せの内容に関する部分
		準備書面（1）の案文
本件文書 8	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件の第3回口頭弁論に係る準備書面について	文書の伺い部分
本件文書 9	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る請願書等について	文書の伺い部分
本件文書 10	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る第3回口頭弁論の結果について	口頭弁論後の打ち合わせに関する内容
本件文書 11	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件の第4回口頭弁論に係る準備書面について	文書の伺い部分
本件文書 12	〇〇年（〇〇）第〇〇号損害賠償請求事件に係る第4回口頭弁論の結果について	口頭弁論後の打合せの内容に関する部分